

【特定店頭商品デリバティブ取引業者の皆様へ】

商品先物取引法に基づく行政手続きのオンライン化（G Bizフォーム）について（ご案内）

令和5年10月30日

商品先物取引法に基づく特定店頭商品デリバティブ取引業者における各種届出等について、現在、郵送等によりご対応いただいているところですが、

政府方針として、業務効率化の取組みを推進するための行政手続きのオンライン化が推進されている中、商品先物取引法に基づく申請・届出等についても、G Bizフォーム（※1）を活用したオンライン方式に移行することとし、これまで商品先物取引法に関する手続システム（以下「新システム」という。）の整備を進めてまいりました。

新システムの運用は、本年12月を目途に開始する予定としており、詳細は環境が整い次第、改めてご案内いたします。

<事前対応のお願い>

新システム利用時にはgBizID（デジタル庁が提供する法人・個人事業主向け共通認証システム）のログインID・パスワードが必要となります。

このため、各特定店頭商品デリバティブ取引業者のうち当該ログインID・パスワードを未取得の事業者におかれましては、新システムの利用開始までに「gBizIDプライム」のアカウントの取得（※2）をお願いいたします。詳しくは、下記のホームページをご参照ください。

gBizID サイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

（※1）G Bizフォームとは、経済産業省が所管する各種申請・届出をオンラインで行う、行政手続オンラインシステムです。商品先物取引法に関する手続は、農林水産省と経済産業省向けのオンライン手続を行うことが可能です。

（※2）「gBizID プライム」のアカウントの取得に当たっては、印鑑証明書が必要となります。

（注）法人番号を有しない外国法人は、「gBizID プライム」のアカウントの取得ができません。引き続き郵送等によりご対応ください。

【問合せ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ

担当：岡本、大本

（直）03-3502-5754

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課

担当：高橋、庭山

（直）03-3501-5895